

一般社団法人資源・素材学会定款

平成 22 年 3 月 31 日 総会承認
平成 22 年 9 月 14 日 臨時総会変更承認
平成 23 年 3 月 31 日 理事会承認
平成 23 年 4 月 28 日 総会承認
平成 23 年 7 月 1 日 施行
平成 25 年 1 月 23 日 臨時社員総会承認

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、一般社団法人資源・素材学会(英文名 The Mining and Materials Processing Institute of Japan。略称「MMIJ」)と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、理事会の決議を得て、別に定める支部を置くこととする。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、資源・素材に関する調査・研究、情報の収集及び提供、教育及び人材育成等を行うことにより、資源・素材に関する科学・技術の進歩及び向上を図り、もって産業及び学術文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 資源・素材に関する調査・研究
 - (2) 資源・素材に関する情報の収集及び提供
 - (3) 資源・素材に関する研究発表会、講演会、討論会等の開催
 - (4) 資源・素材に関する機関誌及び図書の刊行
 - (5) 資源・素材に関する功労者の表彰
 - (6) 資源・素材に関する標準化・規格化の推進
 - (7) 資源・素材に関する内外の関係機関、団体との交流及び協力
 - (8) 資源・素材に関する教育及び人材育成
 - (9) 前各号に掲げるものの他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 会員及び代議員

(会 員)

第5条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員
- (2) 学生会員
- (3) 賛助会員

2 正会員は、本会の目的に賛同して入会する個人とする。

3 学生会員は、本会の目的に賛同して入会する大学又はこれに準ずる学校に在学する学生及び大学院生とする。

4 賛助会員は、本会の事業を賛助するために入会する法人及び団体とする。

(名誉会員)

第6条 本会の運営に長年にわたって功績のあった者、又は本会における活動を通じて資源・素材に関する学術又は産業の振興、発展に著しい功績のあった者に、理事会の推薦及び社員総会の決議を経て、名誉会員の称号を贈る。

(入会)

第7条 本会の会員になろうとするものは、理事会が別に定める入会申込書を会長に提出し、第4項及び第5項において定める入会基準により、理事会においてその入会の可否を決定し、これを本人に通知する。

2 賛助会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに理事会において別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

4 本会の会員になろうとする者は、次のいずれかに該当する者であることを要する。

(1) 本会の目的の関連領域において実質的活動経験を有する研究者、教育者、技術者などの専門家、若しくは、今後同様の分野での実質的活動経験が見込まれる者。

(2) 本会の目的の関連領域、又は本会の目的達成において重要な役割を担う事業をその目的とする法人又は団体。

(3) 本会の目的の関連領域に関する学部または専攻に所属する大学生及び大学院生。

5 前項に定める者であっても、次のいずれかに該当する場合は、本会の会員となることはできない。

(1) 本会の目的に賛同しない者。

(2) 当会の目的に反した不当な議決権行使、公序良俗違反、その他不当行為等を行うことで、本会目的達成の妨げとなることが明確な者。

(3) 当会を除名された後、除名の理由が解消し、かつ除名後3年以上経過していない者。

(入会金及び会費)

第8条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、細則において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

- (2) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 法人又は団体が解散し又は破産したとき。
- (4) 会費を納入せず、督促後なお会費を2年以上納入しないとき。
- (5) 総社員が同意したとき。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の入会基準に該当しなくなったとき。
- (3) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第9条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

(代議員)

第12条 本会に、概ね正会員及び賛助会員15人の中から1人の割合をもって選出される代議員を置き、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(選 挙)

第13条 代議員は、細則に定める代議員選挙により、正会員および賛助会員のうちから選出し、正会員および賛助会員は、当該代議員選挙に立候補することができる。

2 前項に定める代議員選挙において、正会員および賛助会員は他の正会員および賛助会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事の決定又は理事会の決議によっては、代議員を選出することはできない。

3 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる場合に備えて補欠の代議員を選挙することができる。

4 前項の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

5 第3項に定める選挙が効力を有する期間は、当該選挙2年後の1月31日までとする。

(任 期)

第14条 前条に定める代議員の選挙は1年に1度、1月に実施することとし、代議員の任期は、選任された翌月の2月

1日に始まり、2年後の1月31日に終わるものとし、1年毎に代議員の半数を改選する。

2 前項にかかわらず、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。

3 代議員は再任を妨げない。

4 補欠又は増員により選任された代議員の任期は、第1項の規定にかかわらず、補欠の場合は前任者の残任期間とし、増員の場合は直近の選挙で選出された他の現任者の残任期間とする。

（社員の資格喪失）

第15条 代議員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員の資格を喪失する。

(1) 第9条又は第10条の規定により、この法人の会員資格を喪失したとき。

(2) 当該代議員が、心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき、又は職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があるとみとめられるときで、社員総会の決議があるとき。

2 前項第2号の規定により代議員を解任しようとするときは、当該代議員に社員総会の日から1週間前までにその旨を通知するとともに、解任の決議を行う社員総会において、当該代議員に弁明の機会を与えなければならない。

3 前条第2項の規定は、代議員を解任する場合にこれを準用する。

（会員の権利）

第16条 正会員及び賛助会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。

(1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

(2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権限証明書等の閲覧等）

(5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）

(6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表の閲覧等）

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

第4章 社員総会

（構成）

第17条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 会員は、社員総会を傍聴することができる。

（権能）

第18条 社員総会は、法人法に規定する事項及び本定款で定めた事項に限り、決議することができる。

(開 催)

第 19 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 総代議員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する代議員から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招 集)

第 20 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 社員総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の 10 日前までに通知しなければならない。

3 前条第 2 項第 2 号の規定により請求があったときは、会長は、請求の日から 6 週間以内に社員総会を招集しなければならない。

(議 長)

第 21 条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故若しくは支障あるときは、あらかじめ定めた順位により、副会長がこれに代わり、会長及び副会長に事故若しくは支障あるときは、当該社員総会において出席した役員又は代議員の中から議長を選出する。

(議決権)

第 22 条 社員総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 23 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別に定める場合を除くほか、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 26 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第24条 社員総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は各代議員につき本会の正会員1名までとし、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により議決権を行使する代議員は、前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 出席した代議員の数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 決議事項
- (5) 議事の経過の概要
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- (7) その他法令に定める事項

2 議事録には、議長及び出席した代議員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第26条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上25人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とし、会長をもって代表理事とする。

3 理事のうち、必要に応じて複数名を法人法第91条第1項2号に定める業務執行理事とすることができ、そのうち1人を常務理事とすることができる。

(選任)

第27条 理事及び監事は、社員総会において、正会員のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合、理事にあつては5名以内、監事にあつては2名以内、正会員以外の者を選任することを妨げない。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

3 理事が欠けた場合又は理事の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の理事を選任することができる。

4 第3項の補欠の理事を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決議しなければならない。

- (1) 当該理事が補欠の理事である旨
- (2) 当該補欠の理事を1人又は2人以上の特定の理事の補欠の理事として選任するときは、その旨及び当該特定理事の氏名

(3) 同一の理事(2人以上の理事の補欠として選任した場合にあつては、当該2人以上の理事)につき2人以上の補欠の理事を選任するときは、当該補欠の理事相互間の優先順位

5 第3項の補欠の理事の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の開始のときまでとする。

(任期)

第28条 役員の任期は、次のとおりとする。

(1) 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

(2) 理事は、再任を妨げない。ただし、7期以上連続して選任する場合は、定款第23条第1項により出席した社員の議決権の3分の2以上の賛成を必要とする。

(3) 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

(4) 監事は、再任を妨げない。ただし、4期以上連続して選任する場合は定款第23条第1項により出席した社員の議決権の3分の2以上の賛成を必要とする。

2 補欠又は増員により選任された理事及び補欠として選任された監事の任期は、前項の規定にかかわらず、補欠の場合は前任者の残任期間とし、増員の場合は直近の通常社員総会で選任された他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに後任者が就任するまでは、なおその権利、義務を有する。

(会長、副会長、業務執行理事、常務理事の選定)

第29条 会長、副会長、業務執行理事及び常務理事は、理事会の決議により定める。

2 会長及び副会長は、再任を妨げない。ただし、会長として又は副会長として3期以上連続して選定する場合は、定款第40条により出席した理事全員の賛成及び出席した監事全員の同意を必要とする。また、会長及び副会長として合わせて5期以上連続して選定する場合も同様とする。

3 業務執行理事及び常務理事は再任を妨げない。ただし、7期以上連続して選定する場合は、定款第40条により出席した理事全員及び同理事会に出席した監事全員の賛成を必要とする。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

2 会長は、本会を代表し、業務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理する。

4 業務執行理事は、会長及び副会長を補佐して、本会の業務を分担遂行する。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第 32 条 理事及び監事は社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 33 条 役員は、原則無報酬とする。ただし、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会の決議を経て、別に定める役員報酬規程に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

(役員 の 損害賠償責任の免除)

第 34 条 役員は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任はすべての正会員及び賛助会員の同意がなければ免除することができない。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 35 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権 限)

第 36 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開 催)

第 37 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 法人法第 91 条第 2 項に定める職務の執行の状況を報告するとき。
- (2) その他法令及び本定款に定めるとき。

(招 集)

第 38 条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

2 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、この限りでない。

(議 長)

第 39 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故若しくは支障あるときは、あらかじめ定めた順位により、副会長がこれに代わり、会長及び副会長に事故若しくは支障あるときは、当該理事会において出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第40条 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数の同意をもって行う。

(理事会の決議及び報告の省略)

第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事は署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の管理)

第43条 本会の資産は、会長が管理する。

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本会の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第46条 本会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後遅滞なく、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

(7) 公益目的支出計画実施報告書

2 第1項の規定により報告され、又は前項の規定により承認を受けた書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員及び社員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。本会においては会員名簿をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 組織運営及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(特別会計)

第47条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、社員総会の決議を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第48条 本会の収支決算に収支差額が生じた時は、社員総会の決議を得て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越し、又は積み立てるものとする。

(借入金)

第49条 本会は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年未満のものを除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を得るものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第50条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第52条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第53条 当会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 本会の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第10章 補 則

(備付け書類及び帳簿)

第55条 本会は、その主たる事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関のうち理事会及び社員総会の議事に関する書類
- (6) 役員の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (9) 財産目録
- (10) その他法令で定める書類及び帳簿

(委員会)

第56条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、審議し、又は実行する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が、別に定める。

(事務局)

第57条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

(実施細則)

第58条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。